

【限度額適用認定証について】

令和8年6月1日現在

医療機関を受診する際に、限度額適用認定証を提示することで、ひとつの医療機関（入院と外来は別扱い）及び薬局に対して、ひと月に支払う自己負担額（保険適用部分）が、高額療養費の基準額（限度額）までとなります。**受診の際は、資格確認書と一緒に必ずご提示ください。**
戸田市の国民健康保険を脱退された場合（社会保険加入、転出等）は、戸田市から交付された限度額適用認定証は有効期限内であっても使用することができなくなります。戸田市の国民健康保険脱退後に限度額適用認定証を作成される場合は、新たに加入された健康保険組合にお問い合わせください。

【高額療養費の基準額について】

70歳未満の人

所得区分※1		直近12か月で3回目まで （【 】内は直近12か月で4回目以上）	1食あたりの食事代
ア 上位所得者	901万円超	252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1％【140,100円】	550円
イ 上位所得者	901万円以下600万円超	167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1％【93,000円】	
ウ 一般	600万円以下210万円超	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1％【44,400円】	
エ 一般	210万円以下	57,600円 【44,400円】	
オ 住民税非課税世帯		35,400円 【24,600円】	270円【220円※2】

※1 所得区分は、同一世帯の国保の加入者の総所得金額等から基礎控除（43万円）を引いた額に基づき判定します。なお、擬制世帯主の所得は合算されませんが、課税世帯かどうかの判定には使用されます。また、所得の未申告者がいる世帯は、上位所得者アとして扱われます。

※2 申請月以前12か月の入院日数が91日以上になった場合は、91日以上入院したことが分かる領収書等を持参し、改めて申請することでさらに減額されます。

70歳以上の人

所得区分※1		負担割合	外来(個人単位)	外来＋入院(世帯単位)	1食あたりの食事代
現役並みⅢ※2	690万円以上		252,600円＋(医療費総額－842,000円)×1%【140,100円 ※3】 167,400円＋(医療費総額－558,000円)×1%【93,000円 ※3】 80,100円＋(医療費総額－267,000円)×1%【44,400円 ※3】		
現役並みⅡ	380万円以上				
現役並みⅠ	145万円以上				
一 般 ※2		2割	18,000円 ※4	57,600円【44,400円 ※3】	550円
低所得Ⅱ (世帯主及び世帯の国保加入者の全員が住民税非課税の世帯に属するが、低所得Ⅰには該当しない70歳以上の人)			8,000円	24,600円	270円【220円※5】
低所得Ⅰ (世帯主及び世帯の国保加入者全員が住民税非課税で、全員について所得がない世帯に属する70歳以上の人)			8,000円	15,000円	130円

※1 所得区分は、住民税課税標準額に基づき判定します。

※2 70歳以上「現役並みⅢ」「一般」区分の方は、保険証が限度額適用認定証を兼ねますので、認定証の申請は必要ありません。

※3 直近12か月で高額療養費該当が4回以上の場合の金額です。

※4 年間144,000円を上限とします。

※5 申請月以前12か月の入院日数が91日以上になった場合は、91日以上入院したことが分かる領収書等を持参し、改めて申請することでさらに減額されます。

【マイナ保険証の利用による手続の簡素化について】

マイナンバーカードを保険証として使用できる「マイナ保険証」を利用できる医療機関・薬局では、マイナ保険証を使用することで、限度額適用認定証がなくても高額療養費の基準額（限度額）を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前の申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※国民健康保険税の滞納をしている世帯の方は対象外です。

※申請月以前12か月に91日以上入院されていて、食事代が減額の対象になる場合は、限度額適用認定証の申請が必要です。